

鈴鹿市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月16日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第23号

鈴鹿市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

鈴鹿市予防接種事故災害補償規則（昭和52年鈴鹿市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補償基準及び補償金額)	(補償基準及び補償金額)
第5条 市長は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。ただし、市は「死亡補償金」及び「障害補償金」を重複して給付しない。	第5条 市長は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。ただし、市は「死亡補償金」及び「障害補償金」を重複して給付しない。
(1) 略	(1) 略
(2) 補償金額	(2) 補償金額
ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。） <u>4,670万円</u>	ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。） <u>4,530万円</u>
イ 障害の場合（「障害補償金」という。）	イ 障害の場合（「障害補償金」という。）
(ア) 予防接種法施行令別表第2に定める1級の障害の状態にある場合 <u>4,670万円</u>	(ア) 予防接種法施行令別表第2に定める1級の障害の状態にある場合 <u>4,530万円</u>
(イ) 予防接種法施行令別表第2に定める2級の障害の状態にある場合 <u>3,109万6千円</u>	(イ) 予防接種法施行令別表第2に定める2級の障害の状態にある場合 <u>3,016万4千円</u>
(ウ) 予防接種法施行令別表第2に定める3級の障害の状態にある場合	(ウ) 予防接種法施行令別表第2に定める3級の障害の状態にある場合

2,373万9千円	2,302万7千円
-----------	-----------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、令和6年4月1日以後に発見された事故から適用し、同日前に発見された事故については、なお従前の例による。